（特定外国法人が行う事業）

第四条　法第二条第十号イの主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が調達する物資の供給網の強靱化に必要なもの

イ　我が国にとって重要な資源の開発に関する事業

ロ　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電に必要な設備並びにその部分品及び附属品の製造に関する事業

ハ　蓄電池の製造に関する事業

ニ　船舶及び航空機の部分品及び附属品の製造に関する事業

ホ　医療機器の開発及び製造に関する事業

ヘ　医薬品の開発及び製造に関する事業

ト　電動機の製造に関する事業

チ　半導体素子、半導体集積回路及び半導体物質（これらの製造に必要な原材料及び装置を含む。）の製造に関する事業

リ　食料の生産（農業を含む。）に必要な肥料、農機具その他の物資の開発及び製造に関する事業

ヌ　ガス、セメント製品その他の多様な事業に使用される素材であって、その製造に伴う温室効果ガスの排出量が当該素材の製造に通常利用される製法よりも大幅に抑制される製法により製造されるものの製造に関する事業

二　次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が利用する技術の提供の促進に必要なもの

イ　人工知能関連技術（人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。）の開発に関する事業

ロ　量子計算機その他の量子の特性を利用した装置に関する技術の開発に関する事業

ハ　バイオテクノロジーに関する技術の開発に関する事業

ニ　ブロックチェーン技術の開発に関する事業

2　法第二条第十号ロの主務省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等の海外における事業活動に必要なものとする。

一　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）を変換して得られる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備に関する事業

二　情報通信技術を活用するための基盤の整備（情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡及び運用を含む。）に関する事業

三　医療に関する事業

（法第二条第十六号の主務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの）

第五条　法第二条第十六号の主務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。

（法第十二条第一項第一号の主務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するもの）

第六条　法第十二条第一項第一号の主務省令で定める利子と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち利子と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の主務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するもの）

第七条　法第十三条第一項第二号の主務省令で定める貸付金と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭のうち貸付金と同視すべきものとする。

（法第十三条第一項第二号の主務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するもの）

第八条　法第十三条第一項第二号の主務省令で定める利率と同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引において授受する金銭に係る割合のうち利率と同視すべきものとする。

（劣後的政府貸付けに係る債権の免除の申請）

第八条の二　会社は、令第五条の二第三号の特約による劣後的政府貸付けに係る債権の免除を求める場合には、会社の財務状況その他免除の必要性を判断するために必要な情報を記載した書面を添付した申請書を主務大臣に提出することができる。

2　前項の申請書の提出があった場合には、主務大臣は財務大臣に協議することができる。

3　前項の協議の結果、財務大臣は、劣後的政府貸付けに係る債権の免除が必要であると認めるときは、会社の株式の取得であってその貸付けに係る会社の債務を消滅させるためにするものにより当該免除を行うものとし、その旨を会社に通知するものとする。

（特別業務基本方針）

第九条　法第十三条の三第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　特別業務（法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項

二　特別業務の実施方法に関する事項

三　特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四　特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

五　法第十三条の二第二項第四号の体制による特別業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六　主務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

七　その他特別業務の適確な実施を確保するために必要な事項

2　会社は、法第十三条の三第一項前段の規定により同項に規定する特別業務基本方針（以下この項及び次項において「特別業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る特別業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3　会社は、法第十三条の三第一項後段の規定により特別業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の特別業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

（認定特定海外事業促進業務基本方針）

第九条の二　法第十三条の五第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定特定海外事業促進業務（法第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務をいう。以下この条において同じ。）の実施体制に関する事項

二　認定特定海外事業促進業務の実施方法に関する事項

三　認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に関する事項

四　認定特定海外事業促進業務に係る認定特定海外事業に必要な資金の会社以外の法人等による貸付け又は出資の推進に関する事項

五　法第十三条の四第二項第四号の体制による認定特定海外事業促進業務の実施状況に係る評価及び監視に関する事項

六　主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告に関する事項

七　その他認定特定海外事業促進業務の適確な実施を確保するために必要な事項

2　会社は、法第十三条の五第一項前段の規定により同項に規定する認定特定海外事業促進業務基本方針（以下この項及び次項において「認定特定海外事業促進業務基本方針」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る認定特定海外事業促進業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3　会社は、法第十三条の五第一項後段の規定により認定特定海外事業促進業務基本方針の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の認定特定海外事業促進業務基本方針を添えて、主務大臣に提出しなければならない。